

# 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成20年岐阜県条例第11号）第18条第3項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）に関し、防犯上配慮する事項を定め、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

#### (1) 指針の対象

この指針は、県民の日常生活の場として利用される道路等を対象とする。

#### (2) 指針の位置づけ

この指針は、道路等を設置し、又は管理する者等に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び施設の整備上配慮すべき事項や具体的な手法を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、自発的な対策を促すものである。

#### (3) 指針の適用

この指針の適用にあたっては、地域の道路等の実情に配慮するとともに、関係法令等との関係、施設の立地条件又は設置目的上の制約、管理体制の整備状況等を踏まえ、本指針に示す項目の適用について検討する。

#### (4) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組の推進にあたっては、関係機関との連携及び協力の下に、地域住民が不安に感じる事案や、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の意見・要望などを勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次整備を図るよう努めるものとする。

#### (5) 指針の見直し

この指針は、社会情勢の変化、防犯設備に関する技術開発の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 3 計画、設計、改善及び整備にあたっての基本原則

次の基本原則から道路等の防犯性の向上のあり方を検討し、計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

#### (1) 監視性の確保

視線を遮る構造物、物品の除去又はその配置及び改善により死角の解消を図ることによって、犯罪企図者（※1）の犯意を抑制する監視性を確保する。

#### (2) 領域性の強化

植栽の管理や清掃活動への住民参加等により、地域への帰属意識の向上及び住民のコミュニティ形成を促進する。

#### (3) 接近の制御

犯罪企図者が被害対象者・対象物へ接近しにくいように、歩車道や敷地等を区分する。

## 第2 配慮すべき事項

### 1 道路

犯罪の防止に配慮した道路を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するよう努めるものとする。

#### (1) 歩道と車道の分離

道路の構造、周辺の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じてガードレールや横断防止柵、植栽等を設置して、歩道と車道を分離する。

#### (2) 見通しの確保

道路やその周辺における植栽については、下枝等が道路の見通しを妨げないようにせん定を行い、工作物等については、見通しを妨げないように設置する。

#### (3) 照度の確保

ア 防犯灯等の照明を適切に設置することにより、夜間において人の行動を視認できるよう、路面において3ルクス以上の平均水平面照度（地面又は床面における平均照度。以下同じ。）を確保できるものとする。

イ 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時点検する。

#### (4) 防犯設備の設置

地下道等の犯罪発生の危険性の高い道路においては、防犯ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯システムを設置する。

### 2 公園

犯罪の防止に配慮した公園を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するよう努めるものとする。

#### (1) 見通しの確保

植栽は、計画段階から園路及び公園の周囲からの見通しの確保に配慮して樹種の選定及び配置を行うとともに、下枝のせん定等必要な措置をとる。

#### (2) 見通しに配慮した遊具の設置

遊具は、周囲から見通すことのできる配置にする。

#### (3) 照度の確保

ア 防犯灯等の照明を適切に配置することにより、夜間において人の行動を視認できるよう、地面において3ルクス以上の平均水平面照度を確保できるものとする。

イ 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時点検する。

#### (4) 防犯設備の設置

犯罪発生の危険性の高い公園においては、防犯ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯システムを設置する。

#### (5) 公衆便所を設置する際の配慮事項

公園内の公衆便所は、次の事項に配慮して設置する。

##### ア 見通しの確保

周囲の道路、住宅等から見通しを確保する。

##### イ 照度の確保

建物の入口付近及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できるよう、床面において50ルクス以上の平均水平面照度を確保できるものとする。

##### ウ 防犯設備

犯罪発生の危険性の高い公衆便所の各個室等においては、防犯ベルを設置する。

#### (6) 避難通報場所の確保

公園を新たに配置する場合には、周囲に交番、駐在所、子ども110番の家等があり、沿道や周囲の住宅からの目が期待できる位置に配置する。

### 3 駐車場及び駐輪場

犯罪の防止に配慮した駐車場及び駐輪場（以下、「駐車場等」という。）を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するよう努めるものとする。

#### (1) 周囲との区分

駐車場等の外周は、周囲からの見通しが確保されたフェンス、柵等により周囲と区分する。

#### (2) 見通しの確保

ア フェンス、柵等は道路等からの見通しの妨げにならない構造のものとする。

イ 見通しが悪く、死角になる箇所については、ミラーを設置する。

ウ 見通しを確保する補完設備として、防犯カメラを設置する。

#### (3) 照度の確保

ア 地下又は屋内の駐車場については、駐車用の供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保できるものとする。

イ 屋外の駐車場及び駐輪場については、夜間において人の行動を視認できるよう、床面において3ルクス以上の平均水平面照度を確保できるものとする。

ウ 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時点検する。

#### (4) 管理体制の充実等

ア 施設の規模等の必要性に応じて自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを管理する。

イ 駐輪場内にはチェーン用バーラック（※2）、サイクルラック（※3）の設置等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じたものとする。

ウ 駐輪場内の自転車等の整理、放置自転車等の撤去に努める。

#### (5) 広報啓発

駐車場等の設置者及び管理者は、当該駐車場等の利用者に対し、看板、張り紙等により防犯のための広報啓発を実施する。

#### (6) 防犯カメラ設置上の配慮事項

ア 防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。また、防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置する。

イ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。

ウ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保したものとする。

エ 防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適切な措置を講ずるものとする。

#### (※1) 犯罪企図者

犯罪を行おうとする者をいう。

#### (※2) チェーン用バーラック

自転車等駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車、オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

#### (※3) サイクルラック

チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。